

亀山市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり市税の収納事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

亀山市市税コンビニエンスストア等収納代行業務における市民税・県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の収納事務

2 受託者の所在地及び名称

所在地 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

名称 株式会社電算システム

3 委託期間

令和4年3月31日から令和9年3月31日まで

4 収納事務を行う期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで